

第百九十回国 参議院内閣委員会 會議録第十八号

平成二十八年五月三十一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

山下 雄平君

補欠選任

世耕 弘成君

五月三十日

辞任

山下 芳生君

補欠選任

田村 智子君

五月三十一日

辞任

酒井 庸行君

補欠選任

宮本 周司君

世耕 弘成君

滝沢 求君

風間 直樹君

浜野 喜史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

神本美恵子君

井上 義行君

上月 良祐君

相原久美子君

石井 準一君

岡田 広君

岸 宏一君

山東 昭子君

滝沢 求君

二之湯武史君

福岡 資麿君

宮本 周司君

浜野 喜史君

藤本 祐司君

牧山ひろえ君

山本 香苗君

衆議院議員

内閣委員長

文部科学委員長

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

代理

文部科学委員長

○委員長(神本美恵子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、山下雄平さん、山下芳生さん、風間直樹さん及び酒井庸行さんが委員を辞任され、その補欠として滝沢求さん、田村智子さん、浜野喜史さん及び宮本周司さんが選任されました。

○委員長(神本美恵子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として公益財団法人日本オリンピック委員会会長竹田恒和さんの出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神本美恵子君) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院文部科学委員長谷川弥一さんから趣旨説明を聴取いたします。谷川衆議院文部科学委員長。

○衆議院議員(谷川弥一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関しましては、昨年の新国立競技場などをめぐって、国民から厳しい意見もいただきました。これらを踏まえ、同大会の円滑な準備及び運営に関する取組

の透明性を高め、国民の広範な理解と支持の下に当該取組を実施し、同大会を成功に導くことができるよう、国会による関与の強化を図る必要があります。

本案は、このような状況を踏まえ、政府は、同大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、同大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならないこととするものであります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(神本美恵子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

東京オリンピック・パラリンピックの準備状況について政府の取組を国会に報告するというのは当然のことだと思いますが、問題は開催費用全体についてのチェックの仕組みがないということです。

日本組織委員会の森会長は二兆円を超える、あるいは外添都知事は三兆円掛かるつもりで準備する、こう発言をしております。これは立候補ファイルで示された開催費用七千三百億円と余りにも大きく乖離をしています。

しかも、遠藤大臣は、四月、文教科学委員会で私の質問に対して、オリンピック関連の収入で足りなかった場合には東京都が財政負担し、それでも足りなかったら政府が、国がその財政負担を行うのだと答弁をされ、このことはIOCに提出された保証ファイルにも明記がされている、このこともお認めになりました。

そこで、提案者にお聞きいたします。

オリパラ特措法を改正する理由として、今も新国立競技場建設をめぐる国民からの厳しい意見があったということが挙げられました。これも、当初計画から建設費が大きく膨れ上がったということが批判の集中点だったわけです。

この反省に立つならば、開催費用全体についての報告を受けるということも必要ではないのか。法案では政府から国会への報告を定めていますけれども、必要に応じて組織委員会からの報告も受けて国会でチェックができるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員（長島昭久君）御答弁申し上げま
す。

先ほど谷川委員長の方から趣旨説明をさせていただきましたとおり、オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備及び運営に関する政府の取組の透明性を高めるということは大変大事なポイントでございます。そのことを通じて国民の皆さんの広範な理解と支持を得て、そして同大会を成功に導いていくと、このため、政府の取組の状況についての国会による関与を強めていこうというのがこの法案の趣旨でございます。

今委員御指摘の組織委員会についてであります
が、組織委員会は形式的には独立した民間の組織
であつて、政府の取組の状況というものの外にあ
るものでございます。したがって、この改正

案が直轄この組織委員会から報告を求めるとい
立て付けにはなっておりませんが、実質的には、
政府や組織委員会においてこの改正案の趣旨を参
酌して、しんしゃくというのはよく使う言葉であ
りますが、おもんばかるという意味があるようで
ありますが、参酌というのはこれを具体的に参考
として踏まえるという意味が込められております
ので、この趣旨を参酌し、引き続き適切な情報公
開が組織委員会からも行われるということを期待
したものでございます。

○田村智子君 一体オリンピックに幾ら掛かるのかということは、私も東京都内を回っております

と大変よく聞く意見なんです。それで、森会長が二兆円を超えるというふうに発言された。これは到底オリンピックの収入だけでは賄えないような額なんです。そうすると、都民負担ですよ、ま
ず。

竹田副会長、組織委員会の副会長でおられるので、これ、同じ認識ですか。やはり二兆円を超えるという御認識でしょうか。

○参考人(竹田恆和君) 　お答え申し上げます。

開催費用の見積りが二兆円を超えるという報道があったことは承知しております。ただ、組織委員会がまだ正式に予算を発表している段階ではないというふうに思います。元招致委員会の理事長として立候補ファイルを取りまとめた立場から、今後、組織委員会が赤字にならないようコスト抑制の取組が進められることが必要であるというふうに認識しております。

○田村智子君 これ、ロンドンの大会では、開催決定の翌年からイギリスの会計検査院が複数回の監査を実施をして議会下院に報告書を提出している。下院の決算委員会これを審議をして見直しをさせるということも現実にはやられてきたわけですから。ここに学んで、是非、準備費用、開催費用についても議会がチェックできるように、これは是非今後とも、私たちの努力も含めてやっていきたいと思っていますし、政府や組織委員会にもそうした努力を求めたいと思います。

今日はいやほりオリンピックが本当に成功できるのかどうかという大変な問題、オリンピック招致についてのお金の使い方への重大な疑惑についてやはり質問しないわけにはまいりません。大会招致委員会がシンガポールのブラック・タイディングスにコンサルティング料として約二億三千万円を支払った、このお金がブラック・タイディングスからIOCメンバーへの買収費用として使われたのではないかという疑惑です。

この問題は、元々はロシア陸連のドーピング違反とそのもみ消し疑惑の捜査から急浮上したものです。ドーピング疑惑について、世界反ドーピン

グ機構 WADA と略しますが、この独立委員会が調査し、その情報を受けて、フランスの捜査当局がラミン・デアク前国際陸連会長を汚職、マネーロンダリングの容疑で逮捕、その資金の流れを捜査する過程で、日本の招致委員会からブラツク・タイディングスに送金された二百八十万シンガポール・ドルの送金が捜査対象とされたということです。

フランス捜査当局は、二〇二〇年オリンピック開催地の指名過程において、贈収賄、重大なマネーロンダリング、組織による隠匿、犯罪者組織への参加の首謀者を対象とした捜査を開始したということも明らかにしています。この招致をめぐる買収、マネーロンダリング、犯罪者組織にも関わるような疑惑としての捜査が要求されている、これ大変重いことだと思いますが、竹田会長とそれから遠藤大臣にこの受け止めをお聞きたいと思います。

○参考人(竹田恆和君) お答え申し上げます。

今回の送金に関しては、正当な契約に基づいた対価で、支払であるというふうに認識しております。今回のロシアのドレーピングの問題とそして今回の問題とは全く別の問題であるというふうに考えております。

○國務大臣(遠藤利明君) まず、今回の件につきましては、国民の皆さんに大変御心配をお掛けしているということについては認識をしております。

今JOCの竹田会長から話がありましたように、今回の問題につきましては、正当な契約だ、しっかり説明が付くということでありまして、調査チームをつくって今その問題についてしっかりと調査されているということでもありますから、国民の皆さんに理解していただけるよう改めてJOCとしてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○田村智子君　ロシア陸連のドーピング疑惑をめぐってWADA独立委員会が今年一月に提出した報告書では、このブラック・タイディングスの口

座がロシア選手のドーピング違反もみ消しのための賄賂の受取及びもみ消しが失敗したことによる返金に使われていたということが確認をされています。これ、だからブラツク・タイディングスとはそういうところなんだということなんですよね。

こういうブラック・タイディングスをめぐる事実関係の詳細について、これはWADAに問合せをしたのかどうか、これも竹田会長にお聞きしたいと思います。

○参考人(竹田恆和君) 問合せというのはどこことの問合せでしょうか。(発言する者あり) はい。JOCの調査チームにおきまして、本件事案についてヒアリング対象者の絞り込みを現在行っておりまして、B.T社の不正事案についての、WADAに問合せするかどうかについても、この中で検討されるものと思っております。

また、WADAのレポートでは、この問題はWADAの責任の範疇ではないので調査は控えるということが書かれているということを伝えておきます。

○田村智子君　これ、皆さんが、だから、契約した会社に対して物すごい疑惑が持たれていて、じゃ、その会社とはいかなるものだったのかというのを、本来これは問い合わせてしかるべきだというふうに私は思うわけですね。

この独立委員会の報告書を読みますと、オリンピックの招致との関係でいうと、国際陸連主催の最高峰リーグであるダイヤモンドリーグ又は国際陸連に四百万ドルから五百万ドルのスポンサー料をトルコは支払わなかつたのでラミン・デヤクの支持を失つた、日本はそれのお金を支払つたので二〇年の五輪開催地が東京に決まつたと、こういう記載もあるわけです。これはスポンサー料ということでしょう。

問題は、それじゃ、招致委員会が支払った二・三億円が同じようにラミン・ディアクのもの、何というか、サポートを得るようなための金品としてIOC委員でもあったラミン・ディアク氏あるいは

その息子に渡った、これがないと断言できるのかどうかなんです。その点はいかがですか。

○参考人(竹田恒和君) 今御説明がありましたWADAの報告書注釈で記載されている内容として招致委員会のコンサルティング契約とは全く別のものであるというふうに認識しております。正当な対価を支払ったというふうに我々は自信を持っております。

○田村智子君 私が聞いたことに答えていないんですね。

二・三億円がどのように使われたかなんです。それが金品になってラミン・ディアク氏やその息子やあるいはIOCの委員の元に渡ってしまったと、ブラック・タイディングスから。皆さんから渡したことはないでしょう。でも、ブラック・タイディングスからそういう使われ方をしているというふうに断言できるのかという問いなんです。

○参考人(竹田恒和君) 我々が、正当な契約に基づいて払われた対価が、その後、その我々の契約者がどのように使ったかということは、我々は知る余地がありません。

○田村智子君 では、その使い道について何らかの規制を掛けたのかなんです。五月二十七日の朝日新聞は、関係者の話だという報道ですけども、ブラック・タイディングスとの契約には、IOC倫理規程によって禁止されているIOC委員などに対する買収等の禁止、これについての規定がないという報道がされています。

契約書の中に使い方についての何らかの規定、金品にして渡してはならないという規定は明記されていたのでしょうか。

○参考人(竹田恒和君) この点については私も確認しておりませんが、IOC調査チームで契約書の守秘義務を含めて検討していただきたいとおっております。

○田村智子君 それでは疑惑の払拭にならないわけですよ。

結局、じゃ、そうすると、これまでの説明だ

と、契約書がありますよと、それに基づいて支払いましたと、この手続には問題がなかった、監査結果としてですね。で、IOC倫理規程に違反するようなことがなかったかどうかは、それはなかったはずだという皆さんの思いはかないわけですよ。裏付けるものがないんですね。

JOCも日本政府もフランスの司法当局に協力するというふうにおっしゃっています。疑惑を晴らすというのなら、今のうちに、この守秘義務を理由に示すことができないというようなことを言っていたら私、駄目だと思わんです。ブラック・タイディングスとの契約書、あるいはその二・三億円の対価であるブラック・タイディングスからの報告書、これが本当に二・三億円に値する成果物なのかどうか、こういうことが検証できるようにこれはしかるべきところに提出すべきだと思いますが、その点はいかがですか。

○参考人(竹田恒和君) 先ほどから申し上げていますように、この契約に対しては守秘義務が付いておりますので、このことについても含めて調査チームでどのようなことが開示できるのか、そして徹底的に皆さんの疑惑を解けるように、私ども、我々がするには限界がありますので、調査チームをつくって現在調査してもらっております。

○田村智子君 報道によれば、フランスの法律では民間同士の賄賂であつても贈収賄としての立件が可能で、フランスの捜査当局から日本の捜査機関に捜査協力の要請があつた場合にどうなるか。日本では、公務員は贈収賄、これ問えるんですけれども、民間人についてはこれ贈収賄成立しないので、捜査を日本の捜査機関がやろうとすると任意にとどまるわけですね。皆さんが協力をしない限りは強制的にはできないということになるわけですね。となれば、この契約書等の提出というのは、組織委員会が積極的に行わない限りできないことになります。

今、調査チームの見解も聞きながらということでしたけれども、今その調査チームの早川座長

も、やはり守秘義務の内容によってはこういう契約書等の提出は難しいかもしれないと、こんなふうに発言をしてしまっているんですね。

どうなさるんでしょう。もしフランスから日本に捜査の協力要請があつて、それで日本の捜査当局がこれ着手するとなつた場合に、これお応えになりますか。積極的に資料提出行いますか。

○参考人(竹田恒和君) フランス当局から捜査依頼があつて、そして日本政府の要請があれば、全面的に協力するということを申し上げます。

○田村智子君 そのときには、では守秘義務というのはいくらおいて、その契約書等々も提出するということがよろしいですか。

○参考人(竹田恒和君) その辺は法律が関係してきますので、よくその辺は法律と照らし合わせて、我々ができることで協力をしたいかなきゃいけないというふうに思います。

○田村智子君 これは、ブラック・タイディングスに対する守秘義務なんですよ、言わば。そうすると、これだけとんでもないことを様々にやっているというところが今や明るみになってきた企業であり、既に解散もしている、その人たちを守るための守秘義務を優先させるのかどうか問われるわけですね。まあ賠償請求をされるかどうかということになることを懸念されているのかもし

れませんが、これは誰を守っているのかという批判になつてしまいます。是非、積極的に契約書の提示など、資料の提出はやるべきだということを重ねて申し上げておきたいと思っています。

これ、竹田会長はこの間の国会の質問で、このブラック・タイディングスへのコンサルティング依頼、これは国際陸連との関係者とのつながりがあるからなんだ、だからコンサルティングとして成果を上げることが非常に期待がされるんだということを答弁されています。人脈がある、つてがある。

では、その人脈といったときに、これはラミン・ディアク氏、前国際陸連会長のそのつながりということもやっぱり期待をしたのかどうか

ですが、問題は、ブラック・タイディングスがそういうつながりがあるよということはいやいや皆さん自身ではなかなか知り得る情報ではないと思うんですね。これは、電通が皆さんに信頼に値するという説明をされたということも国会で答弁をされていますので、それでは、電通からのその説明の中に、具体的に国際陸連とのこういう人脈がありますよ、会長との人脈もありますよと、こういう説明があつたということなんですか。

○参考人(竹田恒和君) B.T社の実績を株式会社電通さんから受けております。そして、国際陸上競技連盟とも業務実績がある、実際に北京での世界陸上、あるいは二〇〇八年の北京オリンピック等での実績があるということも伺っております。その評価も高いことから今回このB.T社に決定したということも聞いております。全面的に電通さん、株式会社電通を信じて招致委員会は契約を締結したというふうに考えております。

○田村智子君 そうすると、やっぱりこれは、電通がいかなる説明を行ったのか、それが文書であるならばその文書も出すべきだと思わんです。そのブラック・タイディングスの実績とは何かなんです。

皆さんが期待されたのは情報収集だけではなくて票固めも期待されたというふうに答弁されているんですね、これまでの委員会の中で。そういう票固めというのが、どのような手段によって票固めが行われるのか。大変いかがわしいことをやってきたのは確かなんです。ドーピング疑惑のみ消しやっていますからね。

だから、この電通からの報告とは一体何だったのか、これについては私は提出すべきだと思いますが、いかがですか。

○参考人(竹田恒和君) 招致委員会は、IOC委員の票を過半数取ることによってオリンピックが決定します。それが招致委員会の最大の仕事でありまして。最高の計画を作つて、そしてその高い評価を受けて、そしてIOC委員に投票してもらおうというところがなければオリンピックは招致できま

せん。ですから、各招致委員会は、多くのIOC委員と面識のある、あるいは知っている、そういったコンサルタントをこの招致委員会も使っているということが事実であります。

ですから、今回のBT社の選出に当たっても、アジアそして中近東にその人脈があり、そして特に陸上、世界陸上連盟に人脈があるということ、その世界陸上の仕事の、業績の実績があるということ、我々はそういうつながりがあるということを確認しました。

ただ、デイク会長あるいはその息子さんとそれ以上のどういう関係があったかということは全く知りません。特に、報道でなされたようなあいつた関係があったということは我々は全く知る由もなかったということを申し上げておきます。

○田村智子君 これはやっぱりその実績とは何かなんです。やっぱり北京で陸上大会やって、つてができた、人脈ができた、その人脈を生かしてくれということになるとしか考えられないわけですね。そこはもう皆さん認めているんです。の、人脈があるからこそコンサルティングやるんだと。じゃ、その人脈生かして何をやったかということがやはり問われるわけ。じゃ、一言お願いします。

○参考人(竹田恒和君) コンサルタントはいわゆる多くの知識を必要とするんですが、ロビー活動、そして情報収集、情報分析、それによってどのような戦略を立てて、そしてIOCの票を獲得していくかということを細かく分析しながら進めることが物すごく重要なわけです。そのためにコンサルタントは必要であるということで、どこの招致委員会も必ずコンサルタントを使っていますし、IOCはそれを認めているということが現状です。

○田村智子君 これ、非常に今残念なのは、アスリートの皆さんは自分たちが頑張って招致を決定させたと思っている方がいいんじゃないと思いますよ、ところが、実は人脈使ったこれだけの巨額のお金が動いたなんということになれば、これは本

当にオリンピックに傷を付けることになってしま

う。これ、真相の究明ということに積極的に取り組むことを重ねて要求して、質問を終わります。

○山本太郎君 ありがとうございます。生活の党と山本太郎となかまたち共同代表の山本太郎と申します。

東京オリンピック・パラリンピック特別措置法改正案について質問いたします。

招致疑惑でかなりお疲れではないでしょうか。

JOC竹田会長に質問したいと思います。今日は、この後ヨーロッパに旅立たれるということで、急遽スケジュールを変更して来ていただいて、ありがとうございます。時間、十五分しかございません。答弁簡潔にお願いいたします。

オリンピック憲章やオリンピック倫理規程に違反するような事実が出てきた際には、IOC、国際オリンピック委員会から東京オリンピックの開催権を剥奪される可能性があります。竹田会長、オリンピック憲章やオリンピック倫理規程に違反するような事実も招致の際に国際舞台において虚偽発言もなく、正々堂々と勝ち取った東京オリンピックであるか断言できますか。断言できるか断言できないか、お答えください。

○参考人(竹田恒和君) お答え申し上げます。他の二都市とも大変素晴らしい招致活動を行っておりまして。お互い正々堂々と戦ったものであると

りまして、その結果、東京は勝ったものであるというふうに断言いたします。

○山本太郎君 断言できるというお話でした。

招致問題の疑義だけではなく、競技場問題、エンブレム問題、聖火台がなかった問題、明治公園にお住まいになっていた生活者への強制排除など、随分と東京オリンピックにけがが付いたなと、泥を塗った印象があるんですね。

今日は、招致活動時期に遡ってお話を伺いたいと思います。

東京にオリンピックを招致する際、最大のネットワークが汚染水、原発問題だったということは皆さん

御存じのとおりです。

二〇一三年九月、安倍総理のブエノスアイレスでのオリンピック招致プレゼンテーションの後、福島第一原発の汚染水問題をいかに解決するのかと聞かれ、総理はこうお答えになります。私は皆さんにお約束します、状況はコントロールされております、汚染水による影響は第一原発の港湾内の〇・三平方キロメートル範囲内の中で完全にブロックされています。

竹田会長、この総理の発言内容というのは事実だと思われますか。事実だと思うかわからないかでお答えください。

○参考人(竹田恒和君) 総理が発言されたことですから、私は事実だというふうに信じています。

○山本太郎君 事実だということを信じているというお話でした。

汚染水は〇・三平方キロメートルの港湾内でブロックされている、この総理の発言に対して、以前に委員会でも、国会質問でも質疑をしました。事実はこうです。港湾内は、一日で四七・三%、八日間で九九%、港湾内と港湾外が入れ替わりま

す。当たり前です。潮の満ち引きもある、潮の流れもある。港湾内でブロックされることなどあり得ないということは子供でも分かる話なんです。安倍総理、明らかにうそをついたんです、これ、世界の舞台で。虚偽発言ですよ、明らかに。信じる信じないの話じゃないんですよ。これ明らか

かなうそなんです。虚偽発言なんです。

二〇一三年、オリンピックプレゼン当時の汚染水はどうなっていたか。山側から毎日一千トンの地下水が海側に流れ込む、そのうちの四百トンは原発建屋に流れ込み、燃料デブリに触れて超濃度の汚染水が生まれる、毎日四百トン新たに生み出される。当時、汚染水、海へ垂れ流しでしたよ

ね。当時、汚染された地下水がどうやって海に流れているか、汚染度はどれくらいかを調べるために、二号機のタービン建屋の海側、観測用の井戸を掘ったんですね、いわゆる地下水観測孔。二

〇一二年の十二月から観測を開始しました。しかし、測定された汚染が無視できないと、そんな数値だった。だから、最初に掘った地下水観測孔の東西南北に新たに観測用の井戸を掘りました。そして、半年後、七月の五日、地下水観測孔一の二で取水した測定結果は驚くべき数値でした。東電は数値の修正を何度も行い、結果、ストロンチウム90だけで一リットル当たり五百万ベクレルと発表しました。

国が法令で定めた原発から放出される水の放射性物質の濃度の限度、告示濃度限度とも呼ばれていますけれども、ストロンチウム90では一リットル当たり三十万ベクレル。一リットル当たり五百万ベクレルということは、国が法令で定めた告示濃度限度と比べると十六万六千六百六十六倍の汚染なんですよ。しかも、発表は半年以上過ぎた二〇一四年の二月。二〇一三年九月に分かつていたことを二〇一四年の二月まで黙っていた。これ、東京オリンピック招致にとって重要な期間だったから、このとてつもない汚染状況を意図的に隠したんじゃないかって、そんな疑義持たれても当然ですよ。余りにもおかしいじゃないかって。

二〇一三年九月に分かつていたのに、二〇一四年の二月まで黙っていた。竹田会長、この情報隠し、汚染水の、これ今オリンピック招致しているときにこんな情報出たらまずいんじゃないかって、この情報隠しとも取れるようなことに招致委員会やJOCは関与しましたか。

○参考人(竹田恒和君) しておりません。

○山本太郎君 していないと。

先日、五月二十五日、行政監視委員会、オリンピックと汚染水について馳文科大臣に私が質疑した際、ブエノスアイレスなどの質疑も含めてですよ、この招致に関する間の話、汚染水についての答弁対策は招致委員会の分析チームで最終的に練り上げられたストーリーであったと承知をして

いるとお話がありました。要約すると、汚染水問題が世界にとって大変な関心、心配、課題になっている中で、問題を直視

したスタンスでいくのか、それとも問題から目をそらしたスタンスでいくのが焦点になっていたとおっしゃっています。これ、日本側です。汚染水問題、正々堂々と本当のことを言っているのか、オリンピックを、それともそれを隠すようにごまかしながらいくのかということが日本側でかなり話し合われていたということですね。

ここからは大臣御自身の御発言です。実は、これは招致委員会の中でも非常に議論のあったところでありました。私自身、これは正面からきちんと答える責任があるのではないかとということで主張しておりましたが、招致委員会の分析では、いや、それは得策ではないと、火に油を注ぐのではないかとということで、馳さんには余りしゃべらせない方がいいのではないかとという判断もあり、実は私は記者会見の会見場に、私は言うべきだといつて主張していましたが、記者会見の会場に入室を許されたのは十分前でありました。

これ、世界の舞台で東京にオリンピックを呼ぶための虚偽発言、これ組織として指示していたということが分かる発言じゃないですか。

馳大臣は、ほかにこうおっしゃっています。ちょっと詳しく申し上げますが、この流れに入るに当たって、困難な事案を直接答えないで、話をほかのところに持っていくという作戦も考えようと思えば考えられました。つまり、これは福島の問題であって、そこから二百キロ以上離れている東京には大きな影響はないという言い方をする、そういう考え方もありました。

竹田会長、これ、竹田会長自身、事故原発汚染水問題から目をそらせるような発言、積極的に言っていないですか、ブエノスアイレス、総会前の記者会見で。今、馳大臣が言われていることです。思い切り目をそらせるような話、これは福島の問題であって、そこから二百キロ以上離れている東京には大きな影響はないという言い方をしている、そういう考え方もあったと馳さんは言われている。

会長自身が、二〇一三年九月四日、総会を前に行われた記者会見で竹田会長御自身が東京と福島のことについて、ほぼ二百五十キロ、非常にそういった意味では離れた場所でありまして、皆さんが想像するような危険性は東京には全くないということをはっきり申し上げたいと思います、このように発言されています。(発言する者あり)これ、そのとおりでも何でもありません。今やじで、やじでと言ったらかしいですね、不規則発言というんですか、賛同される言葉がありましたけれども、そのとおりでも何でもありません。二百五十キロ離れているからといって、東京がリスクにさらされていないということを証明できるのかという話です。原発の事故がずっと影響がなかったのかと証明できるのかと、初期被曝の量も分かっているのかという話です。

汚染水や原発事故などの影響に対する懸念、オリンピック招致において虚偽発言で乗り切ろうと、総理の発言も含めて、御自身の発言も含めて、最終決断をされたのは竹田会長ですか。いかがですか。

○参考人(竹田恒和君) 当時、私の発言は、東京は二百五十キロ離れた地点でのモニタリングでそういう数値が出ていないということを私は確認してお話したということだけです。

○山本太郎君 どのようなモニタリングだったかという話です。二〇一一年の三月から五月までのセシウムの降下量だけで考えても、ばつちり東京は被害に遭っているんですよ。新宿の観測点でも一平方メートル当たり一万七千三百十八ベクレル、これ放射性セシウムが降下しているんですよ。どこの部分をポイントして観測して影響がないと言っているのかよく分かりませんけれども。

あと、東京湾の汚染についても、これ、NHKスペシャルでもありましたよね、二〇一二年一月十五日放送。近畿大学山崎秀夫教授の調査によると、江戸川の河口は一キロ当たり八百七十二ベクレル、河口から八キロでは千六百二十三ベクレル、東京湾の海底土の汚染は原発二十キロ圏内と

同等だ、ホットスポット化してしまっている、東京湾は閉鎖的である、東京湾の閉鎖性から考えれば汚染は十年以上たまったままになると見られている。

もし原発に何か不測の事態があった場合には、風向きによっては放射性セシウム、放射性プルーム、放射性の雲の流れ道になっているのは間違いないことじゃないですか。二度通ったんですよ、東京も。

竹田会長、二億三千万円の問題、これはもちろんです。競技場の問題、エンブレム問題、聖火台がなかった問題、明治公園にお住まいになっている生活者への強制排除だけでなく招致活動時期の虚偽発言など、虚偽発言ですよ、明らかに、組織的に、そういう方向で東京にオリンピックを呼ぶかということで、隠す方向に行ったんですよ。しかも、総理に至っては全くのうその発言をしているんじゃないですか。

この虚偽発言、東京にオリンピックを呼びたいというための、この東京オリンピックに対しての信頼や希望を傷つけた責任って誰が取るんですかね。このまま放置ですか。あり得ない話だと思いませんか。総理のブエノスアイレスでの虚偽発言で世界をだましたこと、そしてこの国に生きる人々への責任を取って、これ誰か責任取らなきゃいけないんじゃないですか。竹田会長は辞任されるおつもりはないんですか。

○参考人(竹田恒和君) 私は、辞任しなきゃならない理由はないと思っています。

○山本太郎君 本当にもう驚きでいっぱいなんです。もちろん、今調査中のものがあるのはしょうがないです。調査中ですから、結果が出ていないからでも、汚染水の問題に関しては、これ、組織的な隠蔽、組織的な虚偽発言を進めていくという方向性が示されているじゃないですか、はっきりと。

御自身、じゃ、教えてください。東京に皆さんが心配されているようなリスクがないと言えるその根拠は何なんですか。そのモニタリング以外

にありますか。

○参考人(竹田恒和君) 私は、当時の政府からのそういった情報、データを基づいて話をしたということですので、私は総理が話されたことも真実だというふうに信じています。

○山本太郎君 信じている信じていないの問題じゃないんですよ。根拠となったのは政府が調べたことであると、政府の情報を基に、それを根拠とするというお話ですよ、今のお話は。

でも、組織的に、先ほどの馳大臣の御発言からも分かるように、組織的に世界には本当のことを言わないでこうということがまとまって決められたわけですから、その意思決定には、もちろん、そのトップであった竹田会長、関わっています。勝手にやったことなんです。皆さんが、でも、御自身だってその言説に乗っかっておしゃべりになっているわけですから、責任は重大だと思っています。

この汚染水、原発問題に対する虚偽発言だけでなく、フランス司法当局の捜査や日本側の調査によつて法律に違反する行為やオリンピック憲章に違反する事実があった場合、日本の名誉のため、また世界のオリンピック参加国に迷惑を掛けないためにも、速やかに日本自らオリンピック開催権を返上すべきだと思いませんか。

それだけでなく、今現在、JOC、日本オリンピック委員会の調査チームが違法性などについて調べているということですから、これ、組織内で調査チームをつくられたというお話ですよ。第三者じゃないですよ。これ、おかしくないですか。だって、疑いのある組織、疑いが持たれている組織に対して、その組織内で調査してあり得ますか。これ、どれだけ御都合のいい調査で終わらせようとしているのかという話ですよ。

これ、どうしてJOCに丸投げなんですか。日本国の名誉の問題ですよ。日本政府の責任で厳正に調査すべきだと思います。大臣、いかが考えますか。

○国務大臣(遠藤利明君) 招致委員会の海外コン

サルタントを活用した活動につきましては、税金が投入されていない純粋な民間の活動でありますから、国が直接調査の主体となることは適切でないと考えております。

今般、JOC内に調査チームが立ち上げられ、外部弁護士を加えて調査を進められているというところでありますから、そうした調査をしっかりとしていただいて国民の皆さんに理解をしていただく、そんな努力を改めてしていただきたいと思っております。

○山本太郎君 もう時間が来たので終わりたいと思いますけれども、日本はオリンピックやついでところの話じゃないんですよ。収束の仕方も分からない世界史上初のスリームルトダウン、東電原発事故、汚染水問題、復興、格差問題、貧困の問題、国内で早急に取り組まなきゃいけないことがいっぱいある。ここにマンパワーとお金、いろんなものをつぎ込んでいる余裕はない。

うそと利権と人権侵害の東京オリンピックは返上すべきだということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(神本美恵子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(神本美恵子君) 速記を起こしてください。

○委員長(神本美恵子君) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長西村康稔さんから趣旨説明を聴取いたします。西村衆議院内閣委員長。

○衆議院議員(西村康稔君) ただいま議題となりました国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害者慰金等の支給について必要な事項を定めるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国外犯罪行為等について必要な定義を規定するとともに、国は、国外犯罪被害者があるときは、国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に対して国外犯罪被害者慰金として二百万円を一時的に支給すること等を規定することとしております。

第二に、国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会等に申請し、その裁定を受けなければならないこと等の支給手続等を規定することとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(神本美恵子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——

別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神本美恵子君) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長西村康稔さんから趣旨説明を聴取いたします。西村衆議院内閣委員長。

○衆議院議員(西村康稔君) ただいま議題となりました特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を現行の二月間から一月間に短縮することとしております。

第二に、国際的なマネーロンダリング対策に関する勧告に対応するため、特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の翌々事業年度の末日までの間から、作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間に延長することとしております。

第三に、特定非営利活動法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、所定の方法によりこれを公告しなければならないこととしております。

第四に、認定特定非営利活動法人等の海外への送金等に係る書類の所轄庁への事前の提出等を不要とすることとしております。

第五に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(神本美恵子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——

別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十六分散会

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、一定の病気等に係る運搬適性運用基準の見直し等に関する請願(第二〇七六号)(第二〇七七号)

一、慰安婦問題の解決に関する請願(第二〇七八号)(第二〇七九号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二〇八〇号) 一、青少年健全育成基本法の制定に関する請願(第二二二九号) 一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第二二四〇号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二二四一号) 一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第二二五〇号)(第二二五五号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二二五六号) 一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第二二三四号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二二三九号)(第二二四〇号)(第二二四四号)(第二二五〇号)(第二二五五号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二三〇六号) 一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二三〇七号) 一、東北地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二三〇八号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二三六二号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二三六三号) 一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を求めることに関する請願(第二三六四号) 一、国の出先機関と独立行政法人の充実に関する請願(第二三六九号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や	道州制を行わないことに関する請願(第二三九五号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二三九六号) 一、公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願(第二三九七号)(第二三九八号)(第二三九九号)(第二四〇〇号)(第二四〇一号)(第二四〇二号)(第二四〇三号)(第二四〇四号)(第二四〇五号)(第二四〇六号)(第二四〇七号) 一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第二五〇三号) 一、慰安婦問題の解決に関する請願(第二五〇四号)(第二五〇五号)(第二五〇六号)(第二五〇七号)(第二五〇八号)(第二五〇九号)(第二五一〇号)(第二五一一号)(第二五一二号)(第二五一三号)(第二五一四号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五一五号)(第二五一六号)(第二五一七号) 一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を求めることに関する請願(第二五一八号) 一、日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願(第二五一九号)(第二五二〇号)(第二五二一号)(第二五二二号)(第二五二三号)(第二五二四号)(第二五二五号)(第二五二六号)(第二五二七号)(第二五二八号)(第二五二九号) 一、沖縄県の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二五三〇号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五三七号)(第二五三八号)(第二五三九号) 一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二五八〇号)(第二五八一号) 一、保育の拡充等に関する請願(第二六〇八号)(第二六〇九号)(第二六一〇号)(第二六一一号)	号)(第二六一二号)(第二六一三号)(第二六一四号)(第二六一五号)(第二六一六号)(第二六一七号)(第二六一八号) 一、物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願(第二六一九号)(第二六二〇号)(第二六二一号)(第二六二二号)(第二六二三号)(第二六二四号)(第二六二五号)(第二六二六号)(第二六二七号)(第二六二八号)(第二六二九号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二八二二号)(第二八二四号)(第二八二五号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二八五六号) 一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を求めることに関する請願(第二八五七号) 一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二八五八号) 一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第二八九〇号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二八九一号) 一、道州制を導入しないことに関する請願(第二八九二号)	第二〇七六号 平成二十八年五月十三日受理 一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願 請願者 沖縄県島尻郡八重瀬町 富永貴子 外八百六十一名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。 第二〇七七号 平成二十八年五月十三日受理 一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願 請願者 富山市 小林美恵子 外八百名
一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二三九五号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二三九六号) 一、公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願(第二三九七号)(第二三九八号)(第二三九九号)(第二四〇〇号)(第二四〇一号)(第二四〇二号)(第二四〇三号)(第二四〇四号)(第二四〇五号)(第二四〇六号)(第二四〇七号) 一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第二五〇三号) 一、慰安婦問題の解決に関する請願(第二五〇四号)(第二五〇五号)(第二五〇六号)(第二五〇七号)(第二五〇八号)(第二五〇九号)(第二五一〇号)(第二五一一号)(第二五一二号)(第二五一三号)(第二五一四号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五一五号)(第二五一六号)(第二五一七号) 一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を求めることに関する請願(第二五一八号) 一、日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願(第二五一九号)(第二五二〇号)(第二五二一号)(第二五二二号)(第二五二三号)(第二五二四号)(第二五二五号)(第二五二六号)(第二五二七号)(第二五二八号)(第二五二九号) 一、沖縄県の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二五三〇号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五三七号)(第二五三八号)(第二五三九号) 一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二五八〇号)(第二五八一号) 一、保育の拡充等に関する請願(第二六〇八号)(第二六〇九号)(第二六一〇号)(第二六一一号)	号)(第二六一二号)(第二六一三号)(第二六一四号)(第二六一五号)(第二六一六号)(第二六一七号)(第二六一八号) 一、物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願(第二六一九号)(第二六二〇号)(第二六二一号)(第二六二二号)(第二六二三号)(第二六二四号)(第二六二五号)(第二六二六号)(第二六二七号)(第二六二八号)(第二六二九号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二八二二号)(第二八二四号)(第二八二五号) 一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第二八五六号) 一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を求めることに関する請願(第二八五七号) 一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第二八五八号) 一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第二八九〇号) 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二八九一号) 一、道州制を導入しないことに関する請願(第二八九二号)	第二〇七六号 平成二十八年五月十三日受理 一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願 請願者 沖縄県島尻郡八重瀬町 富永貴子 外八百六十一名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。 第二〇七七号 平成二十八年五月十三日受理 一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願 請願者 富山市 小林美恵子 外八百名	紹介議員 又市 征治君 この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。 第二〇七八号 平成二十八年五月十三日受理 慰安婦問題の解決に関する請願 請願者 静岡県富士宮市 岩瀬直子 外百九十九名 紹介議員 福島みずほ君 慰安婦問題は、第二次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として日本が解決を迫られている問題である。政府は、解決済みとして法的責任を拒否してきた。政府が道義的責任を果たすとして行った女性のためのアジア平和国民基金による償い金事業は被害女性の尊厳を回復するものではなく、基金は多くの関係者に拒否されたまま二〇〇六年度で解散した。日本政府は、国連人権機関やILOから再三慰安婦問題の解決を促す勧告を受けている。二〇〇九年には国連女性差別撤廃委員会から「被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的解決への緊急な努力」を再度勧告され、二〇一三年五月には社会権規約委員会及び拷問禁止委員会からも勧告された。被害者は高齢化し、生き延びる間に解決をという悲痛な訴えは日々切実さを増している。二〇一五年十二月に行われた慰安婦問題に関する日韓合意で日本政府が「責任を痛感している」と国家の責任を明確に認め、おわびと反省の意を示したことは、解決への一歩前進と言える。政府は河野洋平官房長官談話(一九九三年)を継承する立場を明確にし、被害女性が強制的に慰安婦にされ重大な人権侵害が行われたこと、慰安所設置の主体が日本軍であったことを認め、慰安婦問題はなかつた等の発言や報道に明確に反駁することが求められる。そして、公式謝罪、国家賠償などにより被害者の人権回復を行い、次世代への正しい歴史教育を行う責任がある。 ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、被害者への公式謝罪・賠償、次世代教育など「慰安婦」問題の解決を行うこと。

第二〇七九号 平成二十八年五月十三日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡木城町 黒木久代

外百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二〇八〇号 平成二十八年五月十三日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 高知市 奥宮正通 外四百九十九名

紹介議員 加藤 敏幸君

二〇一一年三月に発生した東日本大震災は未曾有の被害と原発事故をもたらし、避難者はいまだに住み慣れた地に戻る目途すら立っていない。二〇一五年九月には栃木・茨城・宮城三県での堤防決壊など広範囲に浸水被害をもたらし、豪雨や戦後最悪の被害をもたらし、御嶽山を始め、口永良部島の新岳、箱根山、阿蘇山の噴火など、全国各地で災害に見舞われ、日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしても自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっている。こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。二〇一二年十二月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、現在の社会資本は、戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約二十兆円もの費用が必要とされ、財政難の中では、今後計画的な維持管理を施して新規構

造物よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させる必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならぬ。しかし、建設産業の置かれている低賃金や労働条件の劣悪さから、入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続や技術の継承、建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の担い手三法が制定されたが、最前線で働く労働者の適正賃金確保や労働環境改善には至っていない。

一、災害からの復興、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること。

1 国民の安全・安心を切り捨てる「地方分権」や「道州制」は行わないこと。

第二一三九号 平成二十八年五月十三日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 神奈川県厚木市 八幡友子 外千六百六十五名

紹介議員 上野 通子君

この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第二一四〇号 平成二十八年五月十三日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 北九州市 細井裕子 外八百九十七名

紹介議員 河野 義博君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第二一四一号 平成二十八年五月十三日受理

韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 北海道旭川市 高橋博 外九十九名

紹介議員 有田 芳生君

韓国・朝鮮人元B級戦犯者は、第二次大戦のさなか日本軍に動員され、戦後の連合国による軍事裁判でB級戦犯として有罪判決を受けた。日本人として軍に動員され、日本人として裁かれ、祖国が独立した後も日本人戦犯として刑を受けたのみならず、一部は刑死を強いられている。生還した者も、釈放されると同時に外国人(第三国人)として放り出され、一切の補償・援護の対象外とされてきた。韓国・朝鮮人元B級戦犯者とその遺族は、約半世紀以上にわたって日本政府に対し謝罪と補償を求めて働きかけを続けてきた。裁判所にも訴え、東京地裁・高裁・最高裁から立法を促す付言判決が出されている。

一、韓国・朝鮮人元B級戦犯者とその遺族に対する立法措置を行うこと。

第二一五〇号 平成二十八年五月十三日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 宮崎市 上原直美 外八百七十七名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第二一五五号 平成二十八年五月十六日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 太田養子 外六百七十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第二一五六号 平成二十八年五月十六日受理

韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 札幌市 森脇真哉 外九十六名

紹介議員 藤田 幸久君

この請願の趣旨は、第二一四一号と同じである。

第二二三四号 平成二十八年五月十六日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 東京都江戸川区 新名絹子 外七百九十九名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第二二三九号 平成二十八年五月十七日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 東京都八王子市 山口真実子 外四百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二二四〇号 平成二十八年五月十七日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 岩手県一関市 金野順行 外四百九十九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二三〇四号 平成二十八年五月十七日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 長野県大町市 小塚芳夫 外四百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二三〇五号 平成二十八年五月十七日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 富山県黒部市 高村直幸 外四百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二三〇六号 平成二十八年五月十七日受理
韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 北海道室蘭市 多田新 外九十九名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第二一四一号と同じである。

第二三〇七号 平成二十八年五月十七日受理
近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 大阪府茨木市 米澤敬二 外百九十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

様々な政府統計が示すとおり、賃金は落ち込み、若者層を始めとした高い失業率が続くなど、就業・営業や就学の困難が増し、国民生活には格差と貧困が広がり続けている。また、今後東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっている。こうした中で国に求められることは、地方自治体との連携を密にして国民・住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を發揮することである。その一方で、少なくとも政党が現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する道州制導入を活発に主張している。道州制は、国が責任を負うべき国民の基本的な人権保障を地方政府に移管し、住民に身近な行政サービスは財源の保障がないまま地方自治体の自己責任とするものであり、国民の暮らし・福祉・教育・防災などに関わる住民サービスを後退させるものである。加えて、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大が一層進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念される。近畿地方整備局・近畿経済産業局・ハローワークなどの国の出先機関や国立病院機構等の独立行政法人は、暮らしや雇

用、安全・安心の確保など、近畿地方の住民の基本的な人権を支える責任と役割を果たすため設置されている。国の出先機関や独立行政法人を廃止・削減することは、憲法第二十五条に定めるところの国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにはかならない。については、次の事項について実現を図られた

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすため「道州制」を導入しないこと。
二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第三〇八号 平成二十八年五月十七日受理

東北地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 岩手県釜石市 中平美恵子 外四百四十九名

紹介議員 平野 達男君

就業している労働者の中には、年収二百万円以下の給与所得者は二〇一四年度において千三百三十九万人となり、全労働者の二割を超え、不安定な雇用条件の非正規労働者も千九百六十二万人にも達し、労働者全体の四割近くに達するなど、働く貧困層（ワーキングプア）が増え続けている。また、大都市部と地方部においては賃金格差が広がり、都道府県別最低賃金でも東京都九百七円、鳥取県などの六百九十三円と格差は広がるばかりであり、これらの影響により人口が地方部から賃金

の高い都市部に移転する現象も全国各地で起きている。このように、国民生活が不安定になっていくにもかかわらず、国と地方の公務員を十二年間約五十万人、平成の合併で約千五百の市町村が削減され、国民生活を支える行政機関は縮小している。今求められているのは、公務員の削減ではなく、むしろ国の出先機関と独立行政法人がそ

の責任と役割を發揮し、国民生活をしつかりと支える体制を築くことである。また、東日本大震災・原発事故の早期復興が急がれる中、台風や大雨、大雪、ひょうなど異常気象による被害や御嶽山の噴火などの災害が次々と発生している。東海・東南海・南海地震など国民の不安は増すばかりであり、こうした災害から国民生活の安全・安心を守る上でも、老朽化が進む橋梁やトンネル、下水道などの計画的な補修や日常的な維持管理と、それらを担う行政機関での専門的な技術力の継承が不可欠である。国民誰もが安心して働き、医療・介護・年金・福祉など憲法第二十五条に基づく生活を営むことができる社会を実現するためには、国民生活のあらゆる面で支え活躍している国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に必要である。また、地方創生政策の下、国の機関の地方移転などの議論が進められているが、これは、国の責任をいかにしろにするものであり、本来の国の機関の役割を議論し拡充することが必要である。こうした国民生活の安全・安心を支える国の責務と役割をしつかり發揮するために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制と機能を充実するよう求める。

については、次の事項について実現を図られた

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。
二、東北地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第二三六二号 平成二十八年五月十七日受理
国民の安全・安心を切り捨てた地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 岡山市 柚木智美 外四百四十九名
紹介議員 江田 五月君

第二三六三号 平成二十八年五月十七日受理
韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 北海道室蘭市 磯田房夫 外九十名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二一四一号と同じである。

第二三六四号 平成二十八年五月十七日受理
近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 京都市 藤原公央 外二百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

様々な政府統計が示すとおり、賃金は落ち込み、若者層を始めとした高い失業率が続くなど、就業・営業や就学の困難が増し、国民生活には格差と貧困が広がり続けている。また、今後東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっている。こうした中で国に求められることは、地方自治体との連携を密にして国民・住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を發揮することである。その一方で、少なくとも政党が現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、税制などに限定する道州制導入を活発に議論している。道州制は、国が責任を負うべき国民の基本的な人権の保障を地方政府に移管し、住民に身近な行政サービスは財源の保障がないまま地方自治体の自己責任とするものであり、国民の暮らし・福祉・教育・防災などに関わる住民サービスを後退させるものである。加えて、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大が一層進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念される。近畿地方整備局・近畿経済産業局・ハローワークなどの国の出先機関や国立病院機構等の独立行政法人は、暮らしや雇

用、安全・安心の確保など、近畿地方の住民の基本的な人権を支える責任と役割を果たすため設置さ

充実すること。

れている。国の出先機関や独立行政法人を廃止・削減することは、憲法第二十五条に定めるところの国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにはかならない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。

二、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第二三六九号 平成二十八年五月十七日受理

国の出先機関と独立行政法人の充実に関する請願
請願者 東京都武蔵野市 光田透修 外五百三十八名

紹介議員 吉良よし子君

現在、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学が困難さを増し、貧困と格差が大きな問題となっている。この国の様々な地域で社会生活への不安が広がっている。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の基本的な人権を守ることである。都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理などに限定する道州制移行の議論が行われている。国民不在で財界主導の道州制ありきの議論が進めば、国民の暮らし・福祉・教育などに関わる国の責任が大きく後退する危険がある。また、政府は、地方分権改革や独立行政法人改革の名で国の出先機関廃止や独立行政法人を削減しようとしている。それは、国民・住民の安心・安全を脅かすものである。関東地方整備局や法務局、ハローワークなどの国の出先機関や独立行政法人は、憲法第二十五条の国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するという仕事を果たすために配置されている。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 滋賀県草津市 前田よし子 外二百九十七名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二三九九号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 秋田県大館市 佐々木邦子 外二百九十七名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇〇号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 東京都文京区 中島和子 外二百九十七名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇一号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 京都府舞鶴市 山口真子 外二百九十七名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇二号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 東京都足立区 益子ヒロミ 外二百九十七名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇三号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 東京都文京区 中村暢子 外二百九十七名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇四号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 奈良県橿原市 田中佑奈 外二百九十七名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇五号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 大阪市 井上真純 外二百九十七名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇六号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 高知県安芸市 門田和代 外三百三名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二四〇七号 平成二十八年五月十八日受理

公務員削減をやめ、被災自治体の職員確保に関する請願

請願者 大阪府大東市 内村知子 外二百九十七名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同じである。

第二五〇三号 平成二十八年五月十八日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 広島県三次市 高杉和正 外八百
三十三名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二五〇四号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 長野県伊那市 山内典子 外二百
十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五〇五号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 滋賀県大津市 伊藤真生 外二百
十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五〇六号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 堀合郁子 外二百
十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五〇七号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 東京都足立区 水飼健次郎 外二
百十五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五〇八号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

第一部 内閣委員会会議録第十八号 平成二十八年五月三十一日【参議院】

請願者 京都府長岡京市 松本紀子 外二
百十五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五〇九号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 東京都杉並区 小杉澄子 外二百
十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五一〇号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 東京都葛飾区 山本康子 外二百
十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五一一号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 奈良県生駒市 小林和歌子 外二
百十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五一二号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 大阪府八尾市 高田由里子 外二
百十五名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五一三号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 香川県高松市 岡部遼 外二百十
五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五一四号 平成二十八年五月十八日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 大阪市 佐藤靖子 外二百二十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五一五号 平成二十八年五月十八日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願

請願者 沖縄県那覇市 城間敦 外六百十
八名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二五一六号 平成二十八年五月十八日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願

請願者 石川県小松市 太田健 外四百九
十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二五一七号 平成二十八年五月十八日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願

請願者 石川県白山市 山下富吉 外四百
九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二五一八号 平成二十八年五月十八日受理

近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・
機能の充実を求めることに関する請願

請願者 大阪市 久家英和 外三百九十四
名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二三六四号と同じである。

第二五一九号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 福井県敦賀市 尾島みどり 外八
百九十二名

紹介議員 井上 哲士君

慰安婦問題は、第二次世界大戦時の日本軍によ
る女性の人身権侵害として日本が解決を迫られてい
る問題である。被害者は高齢化し、生きていく間
に解決をという悲痛な訴えは日々切実さを増してい
る。日本政府は、これまでかたくなに解決済み
としてきたが、二〇一五年十二月の日韓外相会談
で、日本軍慰安婦問題について日本政府が当時の
軍の関与を認め、安倍首相が心からおわびと反省
の気持ちを表明したことによって一歩前進した。
同時に、日本政府は最終的、不可逆的に解決する
ことを確認したと言いが、最終的解決かどうかは
真の謝罪・解決として被害者自身と韓国社会・国
際社会が受け入れるかどうかである。問われてい
るのは日本政府の対応である。被害者が強制的に
日本軍慰安婦にされた人身権侵害の事実を認め、公
式謝罪、国家賠償を行い、被害者の人身権と尊厳を
回復すること、慰安婦問題はなかつたなどの公
人、政治家の暴言に政府として反駁すること、次
世代への正しい歴史教育を行うことについて責任
がある。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、被害者への公式謝罪、賠償、次世代教育など
「慰安婦」問題の真の解決を行うこと。

第二五二〇号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市 佐竹正行 外
八百九十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二一号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市 佐竹正行 外
八百九十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二二号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市 佐竹正行 外
八百九十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二二号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 福島県南相馬市 堤あい子 外八

百九十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二二号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 東京都渋谷区 下平まり子 外八

百九十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二三号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 京都市 大西ちよみ 外八百九十二名

二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二四号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 山梨県甲府市 大寄まち子 外八

百九十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二五号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 東京都府中市 伊藤洋子 外八百

九十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二六号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市 山岡国夫 外八百

九十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二七号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 大阪市 北山真知子 外八百九十二名

二名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二八号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 徳島県板野郡藍住町 福井美代子 外八百九十二名

二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五二九号 平成二十八年五月十八日受理

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願

請願者 奈良市 田村房子 外八百九十二名

二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第二五三〇号 平成二十八年五月十八日受理

沖縄県の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に

関する請願

請願者 沖縄県那覇市 宮里日出丈 外百

九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

就業している労働者の中には、年収二百万円以下

の給与所得者は二〇一四年度において千三百三十

九万人となり、全労働者の二割を超え、不安定な

雇用条件の非正規労働者も千九百六十二万人にも

達し、労働者全体の四割近くに達するなど、働く

貧困層（ワーキングプア）が増え続けている。ま

た、大都市部と地方部においては賃金格差が広が

り、都道府県別最低賃金でも東京都九百七円、鳥

取県・沖縄県などの六百九十三円と格差は広がる

ばかりであり、これらの影響により人口が地方部

から賃金の高い都市部に移動する現象も全国各地

で起こっている。このように、国民生活が不安定

になっているにもかかわらず、国と地方の公務員

を十二万間で約五十万人、平成の合併で約千五百

の市町村が削減され、国民生活を支える行政機関

は縮小している。今求められているのは、公務員

の削減ではなく、むしろ国の出先機関と独立行政

法人がその責任と役割を發揮し、国民生活をしっ

かりと支える体制を築くことである。沖縄県内

には、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局、地方運

輸局、地方整備局等、沖縄総合通信事務所、那

覇地方方法務局、沖縄労働局（労働基準監督署、公

共職業安定所）、沖縄気象台、航空局などの国の

出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支

えている。また、国立大学、高等専門学校、国立

療養所などの公務関連法人も存在し、地域の教育

と福祉を支えている。東日本大震災・原発事故の

早期復興が急がれる中、台風や大雨、大雪など異

常気象による災害から国民生活の安全・安心を守

ることや医療・介護・年金・福祉など国民生活の

あらゆる場面で活躍している国の出先機関と独立

行政法人の体制・機能の充実に必要である。ま

た、地方創生政策の下、国の機関の地方移転など

の議論が進められているが、これは、国の責任を

ないがしろにするものであり、本来の国の機関の

役割を議論し拡充することが必要である。こうし

た国民生活の安全・安心を支える国の責務と役割

をしつかり發揮するために必要な国の出先機関と

独立行政法人の体制と機能を充実するよう求め

る。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支

える国の責任を果たすこと。

二、沖縄県の安全・安心を支えるために必要な国

の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充

すること。

第二五三七号 平成二十八年五月十八日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 東京都足立区 福本成吉 外四百

九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二五七八号 平成二十八年五月十八日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 宮城県多賀城市 大槻金二 外四

百九十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二五七九号 平成二十八年五月十八日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 石川県金沢市 中村賢良 外四百

九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二五八〇号 平成二十八年五月十八日受理

北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機

能の充実に関する請願

請願者 札幌市 滝沢俊介 外九百九十九

名

紹介議員 紙 智子君

民間給与実態統計調査（平成二十六年分）では、

年収二百万円以下の給与所得者が全体の二四％を

占め、年収三百万円以下では四割に達している。

最低賃金を始め都市と地方の賃金格差により都市

部の人口集中と地方の過疎化が進み、社会保障費

の削減や消費税増税、円高による物価上昇などで

国民の生活は悪化している。これまで財政難を理

由として国と地方の公務員は十二万間で約五十万

人削減され、平成の大合併では約千五百の市町村

が削減されたが、国と地方の財政は悪化する一方

である。さらには、法人税減税や租税特別措置などの不公平税制と人員削減や下請単価の切下げで利益をため込むことで経済が衰退し、国と地方の財政悪化は深刻となっている。地域再生のために求められているのは、公務員の削減ではなく、むしろ国の出先機関と独立行政法人がその責任と役割を發揮し、国民生活をしっかりと支え、地域経済を活性化させる基盤をつくっていくことである。また、東日本大震災・原発事故の早期復興が急がれる中、大雨・洪水や火山噴火などの自然災害が次々と発生している。災害から国民生活の安全・安心を守る上でも、老朽化が進む橋梁やトンネル、下水道などの計画的な補修や日常的な維持管理と災害を未然に防ぐための高度な情報提供など、それらを担う行政機関での専門的な技術力の継承が不可欠である。国民誰もが安心して働き、医療・介護・年金・福祉など憲法第二十五条に基づく生活を営むことができる社会を実現するため、国民生活の安全・安心を支える国の責務と役割をしっかりと發揮するために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制と機能を充実するよう求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法に基づき国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。

二、北海道の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第二五八一号 平成二十八年五月十八日受理
北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 札幌市 細川義則 外九百九十九名
紹介議員 徳永 エリ君
この請願の趣旨は、第二五八〇号と同じである。

第二六〇八号 平成二十八年五月十九日受理

保育の拡充等に関する請願
請願者 京都市 近藤三郎 外七十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六〇九号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡上牧町 黒田なつ子 外七十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一〇号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 北海道富良野市 石本由美 外七十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一一号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 東京都東大和市 秋山公代 外七十七名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一二号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 京都市 仲田雅子 外七十七名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一三号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 山梨県甲府市 山本詔子 外七十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一四号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 東京都東大和市 石崎慶子 外八十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一五号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 大阪市 大橋ひろみ 外七十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一六号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 大阪府藤井寺市 篠原清子 外七十七名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一七号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 愛媛県今治市 矢野千鶴 外七十七名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一八号 平成二十八年五月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 堺市 川口美知子 外七十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第二六一九号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願
請願者 京都市 高橋彩 外九十名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二〇号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願
請願者 奈良市 藤田芳枝 外九十名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二一号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願
請願者 札幌市 一條奈々 外九十名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二二号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願
請願者 東京都北区 入佐千代 外九十名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二三号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願
請願者 京都市 椿原千香子 外九十名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二四号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願
請願者 山梨県甲府市 大山きく子 外九十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二五号 平成二十八年五月十九日受理

物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 東京都中野区 阿部君子 外九十名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二六号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 大阪市 相澤ひとみ 外九十九名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二七号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 大阪市 松井よね 外九十名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二八号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 愛媛県今治市 清水幸子 外九十名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二六二九号 平成二十八年五月十九日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 大阪市 西智子 外九十名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第二八二二号 平成二十八年五月十九日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 福島県いわき市 堀江克彦 外四十九名
紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二八五四号 平成二十八年五月十九日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 石川県かほく市 松田金十郎 外四十九名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二八五五号 平成二十八年五月十九日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 京都府舞鶴市 桐山岳士 外二百五十名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二八五六号 平成二十八年五月十九日受理
韓国・朝鮮人元B・C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 北海道留萌市 古川美智子 外十九名
紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第二二四一号と同じである。

第二八五七号 平成二十八年五月十九日受理
近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を求めることに関する請願

請願者 京都市 吉村優 外百九十九名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二三六四号と同じである。

第二八五八号 平成二十八年五月十九日受理
北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 札幌市 伊藤忠雄 外五百十八名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五八〇号と同じである。

第二八九〇号 平成二十八年五月十九日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 熊本市 田上洋一 外九百九十九名
紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第二八九一号 平成二十八年五月十九日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 埼玉県越谷市 島和寛 外四百九十九名
紹介議員 大野 元裕君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二八九二号 平成二十八年五月十九日受理
道州制を導入しないことに関する請願

請願者 福岡県大川市 石川千秋 外四百九十九名
紹介議員 野田 国義君

平成二十六年十一月に地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連二法案が可決・成立し、都道府県、市町村におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定作業が進められている。しかし、拙速な地方版総合戦略の策定作業が進む中で、様々な問題が浮き彫りとなってきた。農協改革では、採算性の問題から企業ではできない地域で農協が行う金融、福祉事業、ガソリンやLPGなどの販売、冠婚葬祭事業、直売所を含めた小売に対し一般の利用を制限する議論が出ている。自治体や国の出先機関が発注する公共事業や委託業務では、過度の競争入札

によって低賃金化が進み、地域で育った若者が求める安定した雇用のもととは大きく懸け離れている。公共職業安定所（ハローワーク）が行う職業紹介事業の民間開放では、地域の中堅・中小企業や地方自治体が将来的にあつせん費用を負担することになるとともに、派遣や臨時職員など低賃金・不安定雇用を拡大しかねない。「まち・ひと・しごと創生法」の目的である「少子高齢化に対応し、人口の減少に歯止めをかける」「それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」などの実現のためには、地域で安心して働き、生活し、子供を育てる環境の整備が求められる。そのために国の責務をしっかりと発揮するよう求める。

ついで、次の措置を採らねたい。

一、国民生活の安全・安心を支える国の責任を放棄して地方自治体に丸投げする「道州制」を導入しないこと。

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆）

一、国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案（衆）

一、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。目次中「基本方針（第十三条）」を「基本方針等（第

十三条・第十三条の二に改める。

第一条中「策定」を「策定等」に改める。

第三章 基本方針を第三章 基本方針等に改める。

第十三条に見出しとして「基本方針」を付する。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

(国会への報告)

第十三条の二 政府は、大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害者慰金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為(日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。)のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合に於いて、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるもの(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

2 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。

3 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国

外犯罪被害を受けた者であつて、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者(日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。)をいう。

4 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき(その症状が固定したときを含む。)における精神又は身体の障害で別表に掲げる程度のものをいう。

5 この法律において「国外犯罪被害者慰金等」とは、第四条に規定する国外犯罪被害者慰金又は国外犯罪被害者慰金見舞金をいう。

(国外犯罪被害者慰金等の支給)

第三条 国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族(当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、国外犯罪被害者慰金等を支給する。

(国外犯罪被害者慰金等の種類等)

第四条 国外犯罪被害者慰金等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

一 国外犯罪被害者慰金 国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)

二 国外犯罪被害者慰金見舞金 国外犯罪行為により障害が残つた者

(遺族の範囲及び順位)

第五条 国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる遺族は、国外犯罪被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 国外犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖

父母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 国外犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が国外犯罪被害者の死亡の当時国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

3 国外犯罪被害者慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 国外犯罪被害者を故意に死亡させ、又は国外犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる遺族としない。国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(国外犯罪被害者慰金等を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害者慰金等を支給しないことができる。

一 国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

二 国外犯罪被害者が、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。

三 国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他当該国外犯罪被害につき国外犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

とき。

四 前三号に掲げる場合のほか、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害者慰金等を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給の制限)

第七条 国外犯罪被害者慰金等は、当該国外犯罪被害者に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものが支給される場合には、支給しない。

(国外犯罪被害者慰金等の額)

第八条 国外犯罪被害者慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二百万円とする。

2 国外犯罪被害者慰金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、国外犯罪被害者慰金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 国外犯罪被害者慰金見舞金の額は、国外犯罪被害者一人当たり百万円とする。

(裁定の申請)

第九条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならない。

一 申請の時に於いて日本国内に住所を有する場合 その者の住所地を管轄する公安委員会

二 申請の時に於いて日本国内に住所を有しない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める公安委員会

イ いずれかの市町村(特別区を含む。口において同じ。)の住民基本台帳に記録されたことがある場合 その者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する公安委員会

ロ いずれの市町村の住民基本台帳にも記録

されたことがない場合 その者の本籍地を管轄する公安委員会

2 前項第二号に掲げる場合における同項の申請は、当該申請を行う者の住所を管轄する領事官その他最寄りの領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含み、領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として国家公安委員会規則・外務省令で定める地域にあつては、国家公安委員会規則・外務省令で定める者とする。次条及び第十四条において「領事官」というを経由して行うことができる。

3 第一項の申請(以下「申請」という。)は、当該国外犯罪被害者の発生を知った日から二年を経過したとき又は当該国外犯罪被害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、申請をすることができ。

(公安委員会等による援助)

第十条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、日本国内においては関係する公安委員会に、日本国外においては領事官に対し、申請に関し必要な援助を求めることができる。

(裁定等)

第十一条 申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、国外犯罪被害者慰金等を支給し、又は支給しない旨の裁定を行わなければならない。

2 国外犯罪被害者慰金等を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利を取得する。

3 国外犯罪被害者について国外犯罪被害者見舞金を支給する旨の裁定があつた後に当該国外犯罪被害者が当該国外犯罪行為により死亡したときは、国は、当該国外犯罪被害者見舞金の

額の限度において、当該国外犯罪被害者の死亡に係る国外犯罪被害者慰金を支給する責めを免れる。

(国家公安委員会への情報提供等)

第十二条 外務大臣は、国外犯罪被害(国外犯罪被害に該当すると思量される死亡及び障害を含む。)又は国外犯罪被害者(国外犯罪被害者に該当すると思量される者を含む。)に関する情報であつて前条第一項の裁定(以下「裁定」という。)に資するものとして国家公安委員会規則・外務省令で定めるものを取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供するものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定により提供された情報を、関係する公安委員会に速やかに提供するものとする。

(裁定のための調査等)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請をした者(第三項において「申請者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、外務省その他の公務所又は公私の団体に對し、必要な事項の報告その他の協力を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなく、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第三号から前条までに定めるもののほか、国外犯罪被害者慰金等の支給に関し必要な事項(第九号第二項又は第十二条第一項の規定により外務大臣又は領事官が行う手続に関する事項を除く。)は、国家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により国外犯罪被害者慰金等の支給を受けた者があつたときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた国外犯罪被害者慰金等の額に相当する金額を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第十六条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利は、これを行使することができるときから二年間行使しないときは、時効により消滅する。

(国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利の保護)

第十七条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、国外犯罪被害者慰金等として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、公安委員会又は国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十条 第十条、第十一条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九号第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方自治法の特例)

第二十一条 前条に規定する事務についての地方

自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会法(平成二十八年法律第 号)」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会法」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

(審査請求と訴訟との関係)

第二十二条 裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要

国外犯罪被害者慰金等の支給に
関する法律(平成二十八年法律
第 号)

第十条 第十一条第一項及び第十三条の規定により都道府
県が処理することとされている事務

(警察法の一部改正)

第四条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)
の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「及びオウム真理教犯
罪被害者等を救済するための給付金の支給に関
する法律(平成二十年法律第八十号)を、オウ
ム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金
の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)
及び国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律
(平成二十八年法律第 号)」に改める。
第二十一条中第二十五号を第二十六号とし、
第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第
二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加
える。

二十三 国外犯罪被害者慰金等の支給に関す
る法律第三条に規定する国外犯罪被害者慰
金等に関すること。

第三十七条第一項に次の一号を加える。
十三 第二十一条第二十三号に規定する国外
犯罪被害者慰金等に関する事務の処理に要
する経費

(警察法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に前条の規定によ
る改正前の警察法第十二条の四第一項に規定す
る専門委員(以下この条において「旧専門委員」
という。)である者は、この法律の施行の日に、

があることを認めるときは、その結果に基づいて所
要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正す
る。

別表第一に次のように加える。

前条の規定による改正後の警察法第十二条の四
第二項に規定する専門委員として任命されたも
のとみなす。この場合において、その任命され
たものとみなされる専門委員の任期は、同条第
二項の規定にかかわらず、同日における旧専門
委員としての任期の残任期間と同一の期間とす
る。

別表(第二条関係)

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残
し、常に介護を要するもの
- 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常
に介護を要するもの
- 五 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 六 両上肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体の障害が重複する場合におけ
る当該重複する障害の程度が前各号と同程度
以上と認められるもの

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約五千
百万円の見込みである。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律
案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法
律

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の
一部を次のように改正する。

目次中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認
定特定非営利活動法人」に改める。

第二条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を
「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を
「特例認定を」に改める。

第十条第二項中「公告する」を「公告し、又はイ
ンターネットの利用により公表する」に、「二月
間を」「一月間」に改め、同条第三項ただし書中「一
月を」「二週間」に改める。

第十四条の七第三項中「いう」の下に「第二十
八条の二第一項第三号において同じ」を加える。

第二十八條第一項中「翌々事業年度」を「その作
成の日から起算して五年が経過した日を含む事業
年度」に改め、同条第二項中「並びに定款等」を「及
び定款等」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(貸借対照表の公告)

第二十八條の二 特定非営利活動法人は、内閣府
令で定めるところにより、前条第一項の規定によ
る前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞な
く、次に掲げる方法のうち定款で定める方法に
よりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法
二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に
掲載する方法
三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の
者が公告すべき内容である情報の提供を受け
ることができる状態に置く措置であつて内閣
府令で定めるものをとる公告の方法をいう。
(以下この条において同じ。)

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の
者が公告すべき内容である情報を認識するこ
とができる状態に置く措置として内閣府令で
定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸
借対照表の公告の方法として同項第一号又は第
二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活
動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告するこ
とで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる
方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法
とする旨を定款で定める場合には、事故その他
やむを得ない事由によつて電子公告による公告
をすることができない場合の当該公告の方法とし
て、同項第一号又は第二号に掲げる方法のい
ずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電
子公告による公告をする場合には、前条第一項
の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の
日から起算して五年が経過した日を含む事業年
度の末日までの間、継続して当該公告をしなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により
電子公告による公告をしなければならない期間
(第二号において「公告期間」という。)中公告の
中断(不特定多数の者が提供を受けることがで
きる状態に置かれた情報がその状態に置かれな
いこととなったこと又はその情報がその状態に
置かれた後改変されたことをいう。以下この項
において同じ。)が生じた場合において、次のい
ずれにも該当するときは、その公告の中断は、
当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさ
ない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利
活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと
又は特定非営利活動法人に正当な事由がある
こと。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間
の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じた
ことを知った後速やかにその旨、公告の中断
が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電
子公告による公告に付して公告したこと。

第三十条中「三年間」を「五年間」に改める。
第四十一条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。
第三章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第四十五条第一項第五号ロ中、「同条第三項を」と及び同条第三項に改め、「及び同条第四項の書類を削り、同項第九号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第四十七条第一号イ中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第二号中「仮認定」を「特例認定」に改める。
第五十四条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中、「第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十五条第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項を削る」。
第五十六条中、「同条第三項」を「若しくは同条第三項」に改め、「若しくは同条第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

第二節 仮認定特定非営利活動法人を「第二節 特例認定特定非営利活動法人」に改める。
第五十八条から第六十条までの規定（見出しを含む）中「仮認定」を「特例認定」に改める。
第六十一条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第一号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第六十二条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、「及び第二項」を削り、「三年間」との下に、「同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」とを加え、「及び

第四項」を削り、「三年間」を「五年間」に改め、「満了の日」との下に、「第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」とを加える。
第六十三条第二項から第四項までの規定及び第六十四条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第六十七条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第二項第二号中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「仮認定」を「特例認定」に改める。
第六十九条中「仮認定」を「特例認定」に改める。
第七十二条の見出しを「（情報の提供等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。
第七十五条中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。
第七十七条中「仮認定」を「特例認定」に改める。
第七十八条第四号及び第五号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第八十条第四号中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同条第七号中「第三十一条の十第一項」を「第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項」に改める。
附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八

条の次に一条を加える改正規定及び第八十条

第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（認証の申請に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合については、なお従前の例による。
（事業報告書等に関する経過措置）
第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。
（貸借対照表の公告に関する経過措置）
第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとなしして新

法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があつた場合は、この限りでない。
3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）
第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。
（役員報酬規程等に関する経過措置）
第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。
（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）
第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。
（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。
（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。
（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

（地方税法及び租税特別措置法の一部改正）
第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第二項ただし書及び第三百七条の二第二項ただし書
二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第四十一条の十八の二第二項及び第六

十六条の十一の二第二項
（処分等の効力）

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正）
第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。
第二十四条の三中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に、「一月」を「二週間」に改める。

（政令への委任）
第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

一、特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願（第二九二三号）（第二九二四号）（第二九二五号）（第二九二六号）（第二九二七号）（第二九二八号）（第二九二九号）（第二九三〇号）（第二九三二号）

一、国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願（第二九三二号）（第二九三三号）（第二九三四号）（第二九三五号）（第二九三六号）（第二九三七号）（第二九三八号）（第二九三九号）（第二九四〇号）（第二九四一号）（第二九四二号）

一、マイナンバー制度の廃止に関する請願（第二九四三号）（第二九四四号）（第二九四五号）（第二九四六号）（第二九四七号）（第二九四八号）（第二九四九号）（第二九五〇号）（第二九五一号）（第二九五二号）（第二九五三号）

一、特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願（第二九五四号）（第二九五五号）（第二九五六号）（第二九五七号）（第二九五八号）（第二九五九号）（第二九六〇号）（第二九六一号）

一、プライバシー権侵害のマイナンバー制度中止に関する請願（第二九六二号）（第二九六三号）（第二九六四号）（第二九六五号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二九六六号）

一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願（第二九六七号）（第二九六八号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二九六九号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二九七〇号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二九七一号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二九七二号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二九七三号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二九七四号）

一、慰安婦問題の解決に関する請願（第三一八九号）

一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を求めることに関する請願（第三四一六号）

一、中部地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第三四一七号）

第二九二三号 平成二十八年五月二十日受理
特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願者 京都府長岡京市 中村良男 外三十四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九二四号 平成二十八年五月二十日受理
特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願者 福島県郡山市 橋本あき 外三十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九二五号 平成二十八年五月二十日受理
特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願者 東京都武蔵野市 茂木真木子 外三十四名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九二六号 平成二十八年五月二十日受理
特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願者 京都市 上原あかね 外三十四名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九二七号 平成二十八年五月二十日受理
特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願者 山梨県甲府市 樋口かおる 外三

十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九二八号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 横浜市 加藤マキ子 外三十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九二九号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 坂元久雄 外三十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九三〇号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 広島県三次市 植田和子 外三十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九三一号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 京都市 勝谷文男 外四十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第二九三二号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 三重県津市 田中照美 外六千九百五十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九三三号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 滋賀県高島市 上原せつ子 外六千九百五十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九三四号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 山形県鶴岡市 武田智美 外六千九百五十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九三五号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 東京都武蔵野市 横山のぞみ 外六千九百五十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九三六号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 松永清美 外六千九百五十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九三七号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 東京都三鷹市 新井祐子 外六千九百五十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九三八号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 東京都福生市 牛久保真知子 外六千九百五十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九三九号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市 野瀬千代子 外六千九百五十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九四〇号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 堺市 吉岡記江 外六千九百五十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九四一号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 山口県周南市 岸本かなえ 外六千九百五十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九四二号 平成二十八年五月二十日受理

国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 奈良市 吉岡昇 外六千九百五十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二九四三号 平成二十八年五月二十日受理

マイナナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 富山県高岡市 金平英子 外千七百九十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九四四号 平成二十八年五月二十日受理

マイナナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 京都市 寺嶋洋子 外千七百九十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九四五号 平成二十八年五月二十日受理

マイナナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 山形県長井市 金田建行 外千七百九十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九四六号 平成二十八年五月二十日受理

マイナナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区 佐久博美 外三千六百二十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九四七号 平成二十八年五月二十日受理

マイナナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 京都府船井郡京丹波町 山田歩 外千七百九十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九四八号 平成二十八年五月二十日受理

マイナナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 山梨県大月市 水越高子 外三千

六百二十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九四九号 平成二十八年五月二十日受理

マイナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 東京都足立区 尾形早百合 外三

千六百二十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九五〇号 平成二十八年五月二十日受理

マイナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 神戸市 根本美智子 外千七百九

十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九五一号 平成二十八年五月二十日受理

マイナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 大阪府河内長野市 神竹和子 外

千七百九十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九五二号 平成二十八年五月二十日受理

マイナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市 久地浦秀人 外

千七百九十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九五三三号 平成二十八年五月二十日受理

マイナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 神戸市 坂本智子 外千七百九十

八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二九五四号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 愛知県瀬戸市 大野芳治 外六百

五十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九五五号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 奈良県大和郡山形市 中野順子 外

六百五十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九五六号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 埼玉県越谷市 板垣綾子 外六百

五十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九五七号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 京都府 本島静子 外六百五十一

名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九五八号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 山梨市 前田千江 外六百五十一

名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九五九号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 兵庫県明石市 森川理絵 外六百

五十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九六〇号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 宮崎県日向市 江川幸代 外六百

五十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九六一号 平成二十八年五月二十日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 兵庫県明石市 尾上通子 外六百

五十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第二九六二号 平成二十八年五月二十日受理

プライバシー権侵害のマイナンバー制度中止に関する請願

請願者 大阪府富田林市 入江朝子 外三

千五十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二九六三三号 平成二十八年五月二十日受理

プライバシー権侵害のマイナンバー制度中止に関する請願

請願者 大阪市 田中香苗 外三千五十二

名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二九六四号 平成二十八年五月二十日受理

プライバシー権侵害のマイナンバー制度中止に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 北野嘉子 外三

千五十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二九六五号 平成二十八年五月二十日受理

プライバシー権侵害のマイナンバー制度中止に関する請願

請願者 大阪市 宮代和枝 外三千五十名

名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二九六六号 平成二十八年五月二十日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 茨城県つくば市 河和宏 外六万

四千一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第二九六七号 平成二十八年五月二十日受理

韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 札幌市 舟津秀人 外九十九名

名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二二四二号と同じである。

第二九六八号 平成二十八年五月二十日受理

韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 大村晴美 外九十

八名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二二四二号と同じである。

にいたる人権侵害行為であると断じ、被害者の
 蒼回復や補償を含む救済措置を求めて勧告(二

〇〇八年十月)したことは画期的な意義を持つて
いる。

ついで、基本的人権の侵害は許さず、憲法を
文字どおりいやすため、次の事項について実現を
図りたい。

一、国は、レッド・パージが憲法やポツダム宣言
などをじゅうりんした無法・不当な弾圧であつ
たことを認め、被害者に謝罪すること。

二、国は、日弁連の勧告に従い、レッド・パージ
被害者への名誉回復と国家賠償を速やかに行う
よう特別法を制定すること。

第三四八九号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 和歌山県有田郡有田川町 西岡久
美子 外八百六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九〇号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 岩手県北上市 水賀美紀子 外八
百六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九一号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 東京都大田区 金井豊 外八百六
名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九二号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 福島県本宮市 渡辺和子 外八百
六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九三号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 山梨県上野原市 松木範子 外八
百六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九四号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 東京都品川区 大内政宣 外八百
六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九五号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 和歌山市 木戸悦子 外八百六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九六号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 大阪府高石市 向井成美 外八百
六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九七号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 高知県高岡郡四万十町 佐野悟
外八百六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三四九八号 平成二十八年五月二十四日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関
する請願

請願者 大阪府貝塚市 木村嘉男 外八百
十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三四八八号と同じである。

第三五三四号 平成二十八年五月二十四日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 東京都豊島区 松本庸 外七百九
十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第三五三五号 平成二十八年五月二十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願

請願者 長野県東御市 比田井達彦 外四
百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第三五三六号 平成二十八年五月二十四日受理
近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・
機能の充実を求めることに関する請願

請願者 京都市 西山英利 外百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三六四号と同じである。

第三五三七号 平成二十八年五月二十四日受理
国の出先機関と独立行政法人の充実に関する請願

請願者 千葉県市川市 坂間智子 外五百

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三六九号と同じである。

第三五八一号 平成二十八年五月二十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願

請願者 長野市 石坂則男 外四百九十九
名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第三五八二号 平成二十八年五月二十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願

請願者 宮城県岩沼市 緒方誠司 外四百
九十九名

紹介議員 和田 政宗君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第三五八三号 平成二十八年五月二十四日受理
韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法
措置に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 島一教 外九十
九名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第二一四一号と同じである。

第三五六八号 平成二十八年五月二十五日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願

請願者 札幌市 千葉貴寿 外一万百九十
四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二〇八〇号と同じである。

第三六八六号 平成二十八年五月二十五日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 横浜市 江渕かえで 外七百九十

九名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第三六八七号 平成二十八年五月二十五日受理

国の出先機関と独立行政法人の充実に関する請願

請願者 東京都中央区 豊田裕子 外六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二三六九号と同じである。